

## 文書史料とはなにか ―序論にかえて―

岡崎敦

### はじめに

西欧中世の史料学において、文書史料研究のしめる意味は大きい。文書形式学 *diplomatique* の歴史自体が、史料批判体系全般の歴史としてもとらえられ、関係の諸問題を総覧することができるからである。ここでは、共同研究の序論として、文書史料の類型論的考察とともに、研究の現状と今後の展望を整理することを目的とする。

ところで、西欧の歴史研究においては、史料を「文書史料 *source diplomatique* 」と「叙述史料 *source narrative* 」に二分する伝統がある。モノグラフィーの参考文献でほとんど必ず採用されるこの基本的区別については、その背景として、以下の状況が想定可能である。第一は、近代歴史学の生成に関わる。そもそも世界観や文明論の提示か、あるいは君主の教育のための教訓であった「歴史」というジャンルが（基礎的知識の伝統的体系であった「三学四科」にも含まれない）、学問（＝科学）としての地位を与えられ、合理的な基準による批判と、それに基づく知識の蓄積を目指したとき、研究の材料として、それまでもっぱら利用されてきた年代記等の古典的「歴史」にかえてあらたに発見されたのが、文書史料であった。法行為や法的事実を、定まった手続きと形式にしたがって記載した文書は、客観的な「事実」を提供するものと考えられたからである（「客観性」と「法的性格」）。第二に、少なくとも 19 世紀以降のヨーロッパにおいては、文書館と図書館という二大組織が併存しており、歴史の材料の伝来と利用という点で、文書館資料と図書館資料という区別が制度的、物理的に存在した。この区分は、さらに前近代においてもある程度の実在が確かめられている。最後に、史料概念の拡大という趨勢にあって、従来その性格が曖昧なままにされてきた一群の資料を含めて、「実務」の管理、あるいは社会関係の整序という観点から、まとめてアーカイヴズ資料として把握する観点が現れている。

以下では、まず文書史料の二大類型について述べ、ついで両者に共通する諸論点を概観したい。

### 1. 文書史料の二大類型

国際文書形式学評議会編纂の『語彙集』によれば、文書史料 *sources diplomatiques* とは、以下のように定義される。「文書史料とは、第一には、文書 *actes écrits*、第二は、あらゆる個人あるいは法人の法行為、あるいは行政および財政的活動に由来する資料、最後に、その形式が何らかの規則に合致する形で、職権により発給される書簡、である。もっとも重要なものはアーカイヴズ資料を構成する文書史料は、一方では、文学・歴史テキストに、他方では、非文字史料（図像、考古、モノ）に対立する。」（I-2）このうち、文書 *actes écrits* については、すぐ続けて、以下のようにとらえられている。「文書とは、法行為の

遂行、法的事実の存在、さらには、法的有効性を保証するなんらかの形式に則って作成されていれば、なんであれ事実が記載されたものである。」(I-3) 両方の性格を有する「職権による書簡」を留保すれば、文書史料は、以上のように、さらに、いわゆる証書系資料と管理系資料に区分されているのである。前者の典型は権利証書であり、特色としては、法行為の記載、受益者による管理、単葉のかたちでの伝来、コピーと対立するオリジナル概念の明確さなどをあげることができる。後者は、行政内部資料とも形容可能で、会計簿、裁判記録、財産・課税台帳、議事録などが含まれ、法的事実の記載、当局自身による管理、冊子等での集合的な処理、オリジナル概念の希薄さなどによって特徴づけられる。

以上のような文書史料の二大類型は、しかしながら、研究史上、必ずしも自明であったわけではない。たとえば、フランス語にはそもそも、ドイツ学界における *Urkunden* と *Akten* の区別に対応する用語が存在しないのである。フランスの文書形式学について、後者の集合概念としての業務資料 *Geschäftsschriftgut* 類型の重要性を喚起し続けていた、前古文書学校文書形式学担当教授のポチエは、文書形式学の歴史を、ドイツとフランスを対比させながら、以下のように回顧していた。マビヨンの先駆的な業績を受けて、近代文書形式学を完成させたトゥスタン/タッサンの概論においては、対象として、狭義の文書のみならず、裁判・立法資料、調査、登記簿、目録などを含め、「アーカイヴズに保管されている書類全般 *mémoires et papiers*」を明確に提示していたにも関わらず、彼らベネディクト会士たちが関心を寄せていたのは、実際には権利証書のみであった。19世紀後半、ドイツにおいて、*Ars Diplomatica* (*Diplomatik*) を *Urkundenlehre* と訳しながら、その対象を「法的性格の事実の証拠として用いられるために、定まった形式で作成される書き物」と定義し、行政書簡や報告書、調査、会計簿などをここから排除する姿勢が強まった。同時に、文書形式学は、もっぱらローマ末期から中世のみを対象とし、法的性格をキーワードとしながら、君主の国家文書（「公文書」）にもっぱら関心を集中させる傾向を見せた。

20世紀に入って、以上のような動きに対する批判が開始される。フランスにおいて、狭義の権利証書だけではなく、法的効果を持ちうるすべての書き物を対象とする伝統への回帰が叫ばれたが、古文書学校文書形式学担当教授テシエの著名な言葉、「文書形式学の対象は、法的性格ではなく、文書の形式である」も、この文脈で理解されねばならない。他方、ドイツにおいても、従来の *Urkundenkunde*, *Archivwissenschaft* と並ぶ第三の領域として、*Akten* という資料群の把握が、まずは17-18世紀の行政文書について提起され、その後は時代限定も取り払われた。ポチエによると、業務系資料は、行政文書 *actes administratifs* と行政書類 *papiers administratifs* に区分され、いずれも法的性格というよりは、アーカイヴズ資料としての性格を共有する。他方で、この種の資料類型の批判や刊行手続きは、証書系資料に比べて充分練り上げられているとは言えず、従来とは異なる発想による方法論の確立が求められているという。

## 2. 証書系資料と管理系資料：共通する諸論点

ところで、文書史料の二大区別にもかかわらず、いずれの史料類型も「群」として、その存在のあり方、および研究の視角の両面で共通する性格がある。第一に、両者とも「群」形成の本質として「形式」を有する。第二に、資料を生成、機能させるなんらかの「制度」を前提とする。最後に、いずれもアーカイヴズ資料として伝来することである。以上の三点を重視すると、たとえば「イエ日記」*livre de raison* を含むイエ文書群や、歴史編纂事業をも、広義の文書形式学の対象として認識することも不可能ではない。

さらに、この両者は、個別歴史現象においては、重なり合う関係を有することもある。たとえば、行政内部書簡（役人への命令状）は、通常、証書を念頭に方法論が練り上げられた古典的な文書形式学が管轄してきた。また、「私文書」として一括される領域においては、私的な法行為の制御に関係するすべての書き物現象が射程に入るが、そこには、1人称で作成される古典的な権利証書、権威者の名で第三者の法行為を告示する文書（訴訟外裁治権）、公証人文書、当局による登記、印紙状など、文書史料の両類型にまたがる文書行為が併存している。

以上を念頭に、以下、研究上の重要な論点を整理する。

第一に、記載内容である。証書系資料と業務系資料とは、内容という点からは重なり合うことが少なくない。とりわけ重要なのは、基本的な同種の法行為・法的事実が、個々の歴史の場において、なにによって効力を保証されるのかという点に見られる多様性であり、文書が保証する秩序の由来の問題とも言い換えることができる。具体的には、以下のような諸問題を提起されよう。まず、私的な法行為・法的事実保証に対する権威（＝当局）の介入という問題系がある。訴訟外裁治権のみならず、裁判調書・判決、課税のための財産査定台帳などの体系的な管理は、当局と制度の受益者との間のコミュニケーション行為であり、同時に、「当局」という観念の熟成という問いにつながる。他方、法的事実の管理は、その効力の範囲や拘束力の根拠、さらには「サービス」の具体相研究をうながし、さらには、法関係・秩序のコード化のあり方や、法・規範テキストの生成や管理という問題も提起する。そこでは、史料の形式と同時に、テキストの利用や伝来状態の研究もまた、貴重な示唆を与えてくれるはずである。

第二は、文書行為の担い手、さらには機能の問題である。文書が生成・機能する前提としての、いわゆるリテラシー諸条件（文字、法・手続き、物理的・人的諸条件など）の諸問題に加えて、情報処理テクノロジーの進展や、社会秩序のなかでの制度化（公証人制度はその典型である）などもそれ自体として研究するに値する。さらに、制度と受益者との関係という問題もある。たとえば、役人への行政命令を受益者が受け取り、伝来させることは、事実上、命令状が権利証書の機能を果たしていると考えられることができる。

最後は、形態と形式である。文書形式学の基本的観点である外的特徴（モノ）と内的特徴（テキスト書式）に基づく方法論の体系は、依然として有効であり、なかでも書冊学の影響を受けたモノ研究の最近の発展は目覚ましい。しかしながら、研究の深まりとともに、

かえって議論がデリケートな様相を呈してきた問題としては、オリジナルという観念を巡る一連の議論がある。伝統的な文書形式学にとって、形式・手続きに則って作成されたオリジナルの、原初 *primitif* および法的性格 *authentique* という性格は疑われることのない根本概念であった（これらの性格の欠如がコピーを定義する）。しかしながら、証書系資料では絶対のこの基準は、業務系資料においては、一般にほとんど意味を持たない。さらに、旧来の文書形式学は、定式性との関連で法的性格を「評価」してきたが、そこでは「崩れた文書」とみなされた、たとえば 11 世紀以前の私文書について、最近では、同時代のコンテクストにおける機能を重視した再評価の動きが著しい。古典的なオリジナル概念自体が歴史的な産物であったことを前提に、それぞれの状況における「オリジナル」の価値を個々見極めねばならないが、文書形式学にあっては、それは形式研究の深化というかたちをとるであろう。

#### おわりに：研究の深化のための問題表

文書史料全般に関して、最後に、今後の研究のための基本的指針を簡単に提示しよう。

第一に、文書の生成と機能を保証する諸条件全般の研究の重要性がある。文字や法、手続き等のコードの共有と、具体的なコミュニケーションのあり方から、それを担う人間、とりわけ専門家の養成等の諸問題が提起される。

第二に、史料の形式研究の深化である。モノおよび書式の形式・形態的研究は、最近の史料学を特徴づける大きな動きの一つであるが、形式や手続きの展開過程は、同時に、情報処理テクノロジー研究にもつながる。

第三に、機能の諸相である。史料の歴史過程を通じての存在のあり方全般を、歴史情報として汲み上げることを望む史料論研究においては、その生成から、利用、管理、記憶の消滅までの全過程が研究の対象となりうる。そこでは、偽文書や改竄のみならず、集成・編纂事業から、意識的あるいは放置による廃棄等も重要な研究課題であるが、これらの行為を「しごと」として結晶させるものこそ「制度化 *institutionnalité*」の過程にほかならない。

注記。参考文献については、「西欧中世の文書」の稿末を参照のこと。